

支援対象児童等見守り強化事業の 取組みについて



大阪市 こども青少年局



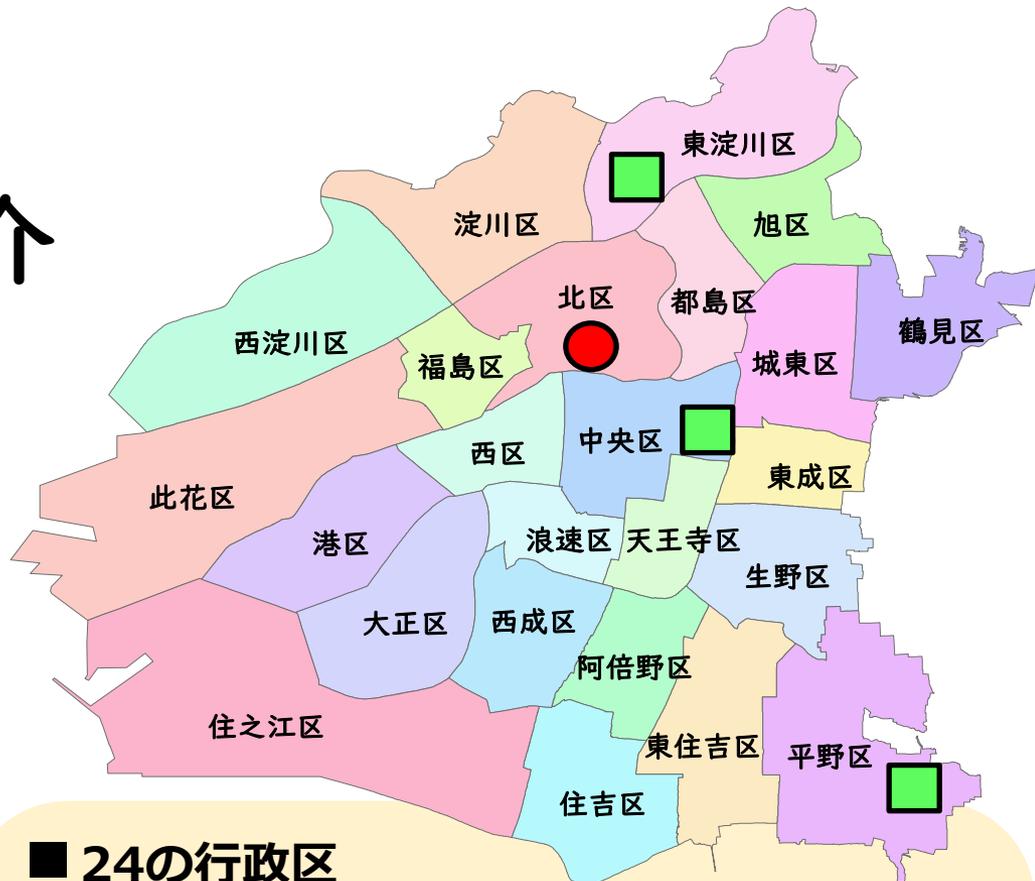
大阪市の紹介

<概要>

- ・人口：約268万人（R5.8）
- ・児童人口：約35万人（R5.3）
- ・出生数：約1.9万人（R4）

<社会資源など>

- ・小学校：288校（R4）
- ・中学校：153校（R4）
- ・こどもの居場所：
 - R4 348か所
 - R5 488か所



■ 24の行政区

■ 24区に保健福祉センターを設置

→地域の特性に応じた施策を独自に実施
要対協は区ごとに設置・運営

■ 児童相談所（こども相談センター）3か所

→令和8年度に4か所目を設置予定

● 大阪市政府所（本庁舎）

「大阪市 こどもの見守り強化事業」の概要①

事業の開始

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校休業等により、こどもの見守り機会が減少
- ◆ 社会・経済活動が大きく変化する中で、児童虐待リスクの高まりが懸念

➡ 児童虐待の未然防止のため、令和2年10月から事業開始

※「支援対象児童等見守り強化事業」のアウトリーチ型/居場所型として実施

事業内容

◆ 実施主体

地域のこどもに食事の提供・学習支援など、自主的にこどもの居場所活動を行っている民間団体に対し、その活動経費等を補助

- 〈要件〉
- ・支援活動を月2回以上実施し、10名以上の利用者（こども）がいること
 - ・これまでの支援活動の実績から、各区役所との連携が適切にできること

◆ 実施方法

- ① 見守りが必要な児童を選定
- ② 団体の支援活動を通じて児童の状況を把握
- ③ 児童の状況を大阪市（区役所）へ報告

→ 定期的な見守りだけでなく、状況の変化に応じた対応が可能

「大阪市 こどもの見守り強化事業」の概要②

支援対の対象

- ①区要保護児童対策地域協議会が支援対象として把握しているこども
- ②区役所が見守りを必要と判断することも

補助金の額

①活動費

支援対象児童1人につき1回あたり1,000円を上限（週2回まで）

②物品購入経費（令和5年度で終了）

感染症対策物品やICT機器の購入経費（1団体 上限20万円）

事業実績

◆令和5年度予算 40,776千円（補助金：国 2/3）

◆これまでの実績（実施団体数及び見守り児童数）

令和2年度：17団体418人 令和3年度：22団体457人 令和4年度：25団体519人

「大阪市 こどもの見守り強化事業」 全体実施イメージ

支援対象児童



②居場所へ訪問

2

4

④必要に応じて
アウトリーチ

①支援対象児童を選定し、補助
事業者者に児童の見守りを依頼

1

5 見守り

補助事業者

支援活動を通じて見守りを実施



③支援対象児童
登録簿の提出

3



各区保健福祉センター

報告書の
内容確認



6

⑥活動報告書を区保健福祉
センターに提出



7

⑦支援対象児童登録簿・
活動報告書をこども青少
年局に提出



⑧月別活動報告書の内容を確認
し、半期ごとの補助金額を確認
し、補助事業者と調整を行う

8

9

⑨補助金額を
確認



⑩補助金
の支払い

10



大阪市役所（こども青少年局）

補助事業者へ補助金の支払い



「大阪市 こどもの見守り強化事業」の活用状況や課題

事業実施を通じて

- ◆事業を通じて活動団体との連携ができるようになった（要対協への参画に繋がった）
- ◆見守りに苦慮していた（行政が支援に入れなかった）こどもの状況把握が可能となった
- ◆行政が把握していなかったこどもに対する支援が広がった（要対協登録に繋がったケース）
- ◆こどもを見守る「目」を増やすことができた（家庭や学校以外の第3の場所）

➡ 従来の要対協での見守りに加え、地域で支援活動を行う団体との連携により、
これまで目の届かなかったこどもに対する見守りが可能となっている

今後の課題

- ◆実施団体数の確保（支援や連携のあり方）
 - ・居場所の数：488か所 ⇔ 見守り強化事業実施団体：25か所
 - ・見守り強化事業の連携団体をすぐに増やすことが難しい